

建振第1-6866号

令和3年7月15日

〒590-0075
大阪府堺市堺区
南花田口町2-1-18

(有) 阪神テック

木下 雄介 様

大阪府知事 吉村 洋文



一般建設業の許可について（通知）

令和3年6月22日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号	大阪府知事	許可（般一3）第136387号
許可の有効期間	令和3年7月8日から	令和8年7月7日まで
建設業の種類		
	土木工事業 とび・土工工事業 内装仕上工事業	建築工事業 舗装工事業 水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限；令和8年6月7日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

建振第1-3298号

令和3年7月16日

〒590-0075
大阪府堺市堺区
南花田口町2-1-18

(有) 阪神テック

木下 雄介 様

大阪府知事 吉村 洋文



一般 建設業の許可について (通知)

令和3年6月22日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号	大阪府知事 許可(般-3) 第136387号
許可の有効期間	令和3年7月16日から令和8年7月15日まで
建設業の種類	解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和8年6月15日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

建振第1-3594号

令和 3年10月 1日

〒590-0075
大阪府堺市堺区
南花田口町2-1-18

(有) 阪神テック

木下 雄介 様

大阪府知事 吉村 洋文



一般 建設業の許可について (通知)

令和 3年 9月 3日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号	大阪府知事 許可(般-3) 第 136387 号
許可の有効期間	令和 3年10月 1日から 令和 8年 9月 30日まで
建設業の種類	機械器具設置工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 8年 8月 31日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)